

生駒市都市計画マスタープランの見直しについて

1 都市計画マスタープラン見直しの目的

第5次生駒市総合計画の後期基本計画（H26～29年度）の策定に伴い、土地利用や市街地整備、道路、公園、河川、下水道などの都市施設、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針である都市計画マスタープランについて見直しを行います。

2 都市計画マスタープランの見直しの要因となる後期基本計画に新たに追加された代表的な項目



※赤字…当初見直し箇所

青字…パブリックコメントを実施したことによる見直し箇所

行政施策の推進(ハード・ソフト両面)

◆花と緑あふれるまちづくり

・開発等における緑化基準を適切に運用するとともに、地区計画制度や景観法等を活用し、緑地の確保や緑化の推進に努めます。

◆公共施設等の緑化推進

・公共施設等の敷地内や幹線道路の緑化推進を図るなど、緑の環境に配慮した公共事業を推進します。
・都市拠点や地域拠点では、民間開発と連携し、地域の「顔」にふさわしい緑化の推進に努めます。

◆既存公園の適正な管理

・既存の公園については、だれもが安心して利用できるよう、園内のバリアフリー化や設備の更新を行うなど、適正な管理に努めます。

◆身近な公園環境の充実

・借地公園制度[※]などを活用し、地域のニーズを踏まえた公園・緑地空間の整備に努めます。
・自然・田園、歴史文化等、既存の地域資源を活かすための、景観、レクリエーション機能の充実を図ります。
・まとまった規模の既存の公園の、災害時や復旧時の利用のあり方について、個々の公園の特性を考慮しながら検討し、緊急避難や物資収容等に資する空間の確保に努めます。



花と緑のわがまちづくり助成制度



コミュニティパーク事業の取り組み

市民・行政が共に取組む協働

◆拠点地区における緑化推進

・都市拠点や地域拠点では、関係住民との合意形成を図り、市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる緑地・緑化環境の形成を図ります。
・各拠点における緑地・緑化環境の整備については、それぞれの地域特性や周辺の既存資源の特性を十分に踏まえた個性的なものとし、各拠点がその個性を競うような魅力ある整備を誘導していきます。

◆幹線道路における緑化推進

・幹線道路では、周辺住民の合意形成を図りながら、“花と緑のシンボル”となるよう、積極的な緑化に取り組むとともに、適切な維持管理や周辺美化に取り組めます。

◆公園緑地等を活かした市民の自主的な取組み

・地域の方々が身近な公園に愛着を持って利用し、将来にわたり育めるよう公園づくりを支援する「コミュニティパーク事業[※]」の促進を図ります。
・「緑の市民委員会[※]」や「花好き・自然好き市民交流サロン[※]」など、地域住民と行政がともに公園・緑地の管理・利用や花と緑を通じたまちづくりについて話し合える場や機会をつくりまします。

◆緑の基金を活用した緑化推進の拡充

・「生駒市みどりの基金[※]」をPRして寄附金を募り、基金を活用した緑化推進事業を拡充します。

◆民間のノウハウを活かした公園施設の活用

・公園施設の指定管理事業者と連携を図りながら、公園施設の活性化を図りより魅力的な公園を目指します。

市民の取組みへの支援

◆花と緑あふれるまちづくり

・「生垣助成制度[※]」や「花と緑のわがまちづくり助成制度[※]」などの活用促進を図ります。また、花と緑の景観まちづくりコンテスト[※]等による優良緑化事例の顕彰など、花と緑あふれる暮らし環境が身近に増えていくような取組みを支援します。
・地域住民の創意工夫による個性的な緑化の取組みを拡充するため、支援方策の充実について検討します。

◆歩行空間の確保

・歩いて楽しい歩行空間の確保に向け、“花と緑の景観まちづくり”など、地域においてそれぞれ特色ある取組みを進めます。

◆市民による管理運営・維持

・市民が責任を持って、地域の特性やニーズに対応した公園等の緑化推進や保全、及び街路樹や緑地帯の管理を行う制度（アダプト制度）の導入を図ります。

◆既存公園等の利活用促進

・公園・緑地等において、地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくり等の取組みを支援していきます。

◆意識啓発の取組み

・まちなかの緑化に資するリーダーや人材育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や、交流・連携を支援します。



花好き・自然好き市民交流サロンの活動

2) 目標実現に向けてのまちづくり方針

方針 1

景観を守り魅せる
～ 豊かな緑に囲まれた生駒らしい景観をまちのブランドに高めよう ～

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)

- ◆ **景観形成基本計画等に基づく良好な景観まちづくり**
 - ・本市の**特徴的な景観を守り育てていくため、景観形成基本計画等に基づく良好な景観まちづくり**を推進します。
- ◆ **景観に配慮した公共事業の実施**
 - ・良好な景観の形成に重要な要素となる道路、河川、公園など公共施設については、庁内関係部署の連携を強化するとともに、国や県等とも連携し、周辺景観と調和した整備に努めます。
- ◆ **景観配慮地区の指定**
 - ・良好な住宅地や河川敷きなどの景観上特徴ある地区を景観計画で景観配慮地区※に指定し、良好な景観の形成方針を定めます。
- ◆ **景観形成地区の指定**
 - ・景観計画において、生駒駅前北口再開発地区や幹線道路の沿道など、景観の形成の具体的な方策を定める地区を景観形成地区※として指定します。
- ◆ **屋外広告物の規制**
 - ・良好な景観の形成に向けて重要な要素となる屋外広告物について、その適切な掲出を促進するため、奈良県や関係市町村と連携した取組みを行います。

市民・行政が共に取組む協働

- ◆ **良好な景観形成に向けての継続的な取組み**
 - ・**景観形成基本計画**の進捗状況を逐次確認し、必要に応じた計画の改定が行えるよう継続的に市と市民、事業者の対話の機会を設けます。
- ◆ **地区景観の向上**
 - ・地区単位の良好な景観形成を推進するため、市と市民、事業者が協働で景観計画における景観配慮地区、景観形成地区として定め、きめ細かなルール作りや、景観形成に取組みます。
 - ・新たな開発の際には、地区計画や景観保全型広告整備地区※等の指定により、良好な景観形成に努めます。
- ◆ **良好な沿道景観の向上**
 - ・幹線道路の沿道を景観計画の景観形成地区に指定し、周辺と調和した沿道景観づくりに努めます。
- ◆ **屋外広告物の適正化**
 - ・地域における良好な景観の形成に向けて、道路などの公共スペースに掲出された違反広告物の除却などを市と市民が協働で行い、広告主に対し適正な広告物の掲出を促します。

市民の取組みへの支援

- ◆ **生駒の良好な景観を学ぶ取組み**
 - ・生駒らしい景観スポットや良好な景観資源を発掘することにより、景観への関心を高め、市民一人ひとりが自主的、自律的な景観形成に取組むことができるよう様々な学習の場を設けるとともに、広報紙等による情報発信を行います。
- ◆ **既存制度等を活かした良好な景観形成**
 - ・「生垣助成制度」、「花と緑のわがまちづくり助成制度」などの助成や、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良事例の顕彰などを行い、良好な景観形成の取組みを支援します。
- ◆ **景観を積極的に楽しむ取組み**
 - ・市民が自主的に景観を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信したり、自然等の景観体験等の交流イベントを企画・開催する取組みについて、支援を図ります。
- ◆ **意識啓発の取組み**
 - ・良好な景観の維持・創造に向けて市民同士の情報交換やグループ形成を進めるため、景観形成に関する諸活動におけるリーダーや関係団体の育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や交流・連携を支援します。



生駒駅前北口再開発・第2地区の整備イメージ



東生駒川のアジサイ

方針 2

良質な住環境を守り強化する

～ ゆとり・うるおい・利便性に優れた、良質な住環境を守り育てよう ～

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆都市基盤の整備

- ・交通の利便性を活かし、都市型住宅を誘導するため、拠点駅周辺地区などでは民間開発と連携し、地域特性に応じた都市基盤の整備を進めます。

◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進

- ・大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区や、高度成長期に開発された大規模住宅地では、地区計画制度や景観法等の活用促進を図り、良質な居住環境の維持・向上を図ります。



駅周辺の都市型住宅

市民・行政が共に取組む協働

◆利便性の高い中高層住宅の誘導

- ・拠点駅周辺地区等において、地域特性を踏まえつつ、市街地整備事業や地区計画制度等を活用し、商業・文化・交流等の賑わい機能やゆとりある空間、質の高い景観を有した、良好で利便性の高い中高層住宅を誘導します。

◆高齢社会に備えたまちなか居住の誘導

- ・生活支援サービス機能の集積があり、公共交通の利便性が高い駅周辺の市街地において、空き家・空き地等を活かした魅力ある高齢者向け住宅や、医療・介護機能付帯型の住宅、高齢者専用住宅等の立地誘導と、郊外との住み替え支援等を検討し、高齢者等のまちなか居住の促進に努めます。

◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進

- ・大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区では、地区計画制度や景観法等を活用して、住宅地としての用途純化、敷地の細分化の防止、地域の魅力を高める緑化推進、良質な景観誘導など、地域の特性に応じた市民主体のルールづくりと、豊かで持続性のある居住環境の育成を図ります。

◆成熟した大規模住宅団地のエリアマネジメントの取組み

- ・成熟した大規模住宅地や既成市街地において、市民が主体的に地域の活性化や防犯対策、既存ストックの有効活用、維持管理など、快適な地域づくりに継続的に取組むエリアマネジメント*の活動について、支援と誘導を図ります。

◆環境に配慮した住まいづくりの誘導

- ・住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入促進など、**低炭素まちづくりの実現に向けた**、環境にやさしい住宅施策を一層推進・誘導します。

市民の取組みへの支援

◆生駒の良好な住宅地ブランドの発信の取組み

- ・生駒の良好な住宅地としての魅力やブランドイメージについて、情報の共有化や発信、人材交流、考える場づくり等の取組みを支援します。

◆良好な地域づくりへの取組み

- ・環境に配慮した良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、情報発信や相談など支援を図ります。

◆地区計画等のまちづくりの取組み

- ・環境に配慮した良好な住環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

◆地域の緑化促進

- ・住宅地内の公共の場や、宅地内について、市民による緑化活動を支援します。



緑豊かな戸建て住宅地
(地区計画(生駒台))

方針
3

産業機能を強化する
～ 活力あふれる産業・学術・研究機能を強化し、定住魅力を高めよう ～

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学研高山第1工区では、学研地区の一層の拠点機能の強化に向けて、周辺の自然環境や住宅地などとの調和に留意し、関係機関との連携のもと、研究開発型産業等の立地誘導を図ります。 ・北田原地区では、周辺の自然環境や住宅地と調和のとれた土地利用を図るとともに、適切な関連都市基盤（道路・下水道等）の整備などを環境に配慮しつつ行います。 ・企業立地促進に向け、公共交通（バス）の利便性を高めます。 ・企業の移転情報を把握し、立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。 <p>◆産業拠点を支えるアクセス道路の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致を促進するため、国道163号バイパス線、北田原南北線などの幹線道路の整備を進めます。 <p>◆地域の活力向上を促す産業基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備の進捗や新たな企業立地の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した工場適地の確保に取組みます。 	<p>◆周辺環境と調和した産業機能の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型産業地への企業立地促進に向けて、優れた立地性や支援制度等の各種情報を積極的に発信するとともに、周辺地域と調和した環境整備に努めます。 <p>◆生産環境を保全する土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型産業地において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。 <p>◆「産・学」連携の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の創出や企業立地の促進、既存企業の活性化を図るため、企業・大学院大学・行政との連携を促進します。 	<p>◆地域と企業等との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学研高山第1工区の交流施設の利用促進や、学研都市関係者と市民等の様々な交流の充実や情報発信等の支援を図ります。 ・企業見学等、地域に開かれた企業活動の促進をめざし支援を図ります。 ・企業の地域貢献活動の拡充をめざし、取組みのPR等の企業活動を支援します。 <p>◆大学院大学や企業との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良先端科学技術大学院大学や企業と地域との連携強化につながる取組みを支援します。 <p>◆地場産業振興の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒の伝統的な産業である「茶筌」を始めとした竹製品の普及・振興を図るための活動を支援します。



工業集積地



学研高山第1工区

方針 2

地域拠点を強化する ～ 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する拠点機能を育くもう ～

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆学研北生駒駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・学研北生駒駅周辺は、大学院大学や企業への研究者や来訪者等に対応した各種利便施設、サービスの提供、交流空間の確保など、民間開発との連携のもと、更なる活性化に向けて質の高い拠点整備を推進するため、**土地利用や基盤整備の方針を定め、学研北生駒駅周辺中心地区まちづくり構想の推進に取り組ま**す。
- ・隣接する低層住宅地や水辺・田園環境との調和に十分留意した整備と、新しい北部の拠点としての拠点形成を推進・誘導するため地区計画制度の導入を行います。
- ・学研高山第2工区の将来の方向性について検討・調整を図りつつ、学研都市の玄関口としての役割や整備方向を検討していきます。

◆学研奈良登美ヶ丘駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・近鉄けいはんな線の始発駅である学研奈良登美ヶ丘駅の周辺は、快適で利便性の高い交通網を充実させ、中高層住宅と日常生活の利便施設を誘導することにより更なる活性化に向けて質の高い拠点整備を、隣接する奈良市と協議しながら進めていきます。

◆白庭台駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・大規模住宅開発地内の白庭台駅周辺は、良好な住環境の維持増進を図ります。

◆南生駒駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・南地区での唯一の地域拠点である南生駒駅周辺については、地域拠点にふさわしい賑わいと魅力ある市街地の形成を進めます。

市民・行政が共に取組む協働

◆身近な生活支援・交流拠点の形成

- ・主要な鉄道駅周辺で、各種生活利便施設や公共施設等が立地している地区について、日常生活支援機能の維持と充実に図ります。

◆個性と魅力ある拠点の形成

- ・ゆとりある歩行空間や公共空間と良好な景観形成を図り、特色ある地域資源のネットワーク化により、歩き回れる、地域に愛される拠点の形成を図ります。

◆まちなか居住と住み替え支援

- ・民間等との連携により拠点地区内の空き家・空き地の利用や住み替えへの支援等を行います。

市民の取組みへの支援

◆交流促進の取組み

- ・拠点地区内の利用促進に資する交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みについて、支援します。
- ・各地域の特性や各種交流活動の拠点地区として、地域住民に愛され利用される拠点をめざし、地域住民が学習・交流イベント等の活動が行えるような場づくりについて支援します。



学研北生駒駅



学研奈良登美ヶ丘駅



白庭台駅



南生駒駅

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆地域拠点を支える都市基盤の整備・充実

- ・地域拠点へのアクセスを向上させるため、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実、バリアフリー化、駐車・駐輪施設など、地域の課題に応じた公共施設等の整備を、環境に配慮しつつ図ります。
- ・学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。

◆ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・全ての人が安全で快適に公共施設等を利用できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- ・快適な歩行空間を確保するため、自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去を行います。

◆土地の有効・高度利用の推進

- ・交通の利便性を活かした都市型住宅地を誘導するため、地域の特性に応じ、土地の有効・高度利用を図るための規制の緩和について検討します。

市民・行政が共に取組む協働

◆良好な市街地の形成

- ・住宅、店舗等が密集している既存市街地については、地区計画制度や市街地整備等を誘導し、環境に配慮した良好なまちなみの形成を進めます。
- ・良好なまちなみ形成を目指し、協調・共同建替え等の新たな制度の創設を図ります。
- ・建替えに伴い、狭い道路の拡幅、セットバック*や、オープンスペースの確保など、居住環境の向上を促進します。

◆乗り換え利便性の向上

- ・公共交通の利用促進と地域拠点における交流等の賑わい強化に向けて、乗り換え利便性の向上等、電車とバスを利用しやすい交通環境づくりを進めます。

◆関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりの推進

- ・学研北生駒駅周辺地域中心地区の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想を推進するため、土地利用や道路等のインフラ整備の方針を市民と協働で定めます。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進するため、モデル的に学研北生駒駅周辺地域を対象に低炭素まちづくりに取組みます。

市民の取組みへの支援

◆地区計画等のまちづくりの取組み

- ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

方針
3

安全・安心を育む
～ 身近な環境における安全・安心を、みんなで育くもう ～

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆防災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路については、地域の現状と環境に配慮した治水対策を講じるとともに、竜田川、富雄川等の一級河川の改修を行っています。 ・市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 ・新たな市街地等の形成を図る際には、土砂災害や洪水等の発生危険性を十分に考慮し、規制・誘導を行います。 ・緊急輸送活動の確保、道路交通の管制体制の整備を、関係機関との連携を図りながら推進します。 ・被災時において第三者被害が想定される道路施設については、適切な維持・管理のもと安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。 ・災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。 <p>◆減災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険個所の継続調査を進めるとともに、その結果を踏まえつつ、避難場所等の総点検と指定の見直しを図っていきます。 ・大和川流域の総合治水対策として、ため池治水利用施設*や雨水貯留浸透施設*の整備を行います。 ・市有建築物や避難施設の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 ・災害の抑制を図るため、減災に資する自然地等の保全を図るとともに、防災上問題があり宅地利用に適さない土地については、宅地利用の規制・誘導を検討していきます。 ・防災に関する様々なハザードマップ、危険度マップの作成、配布等による防災情報の発信を行います。 ・避難所となる公共施設については、太陽光発電システムの導入や、避難所生活を円滑にするためのツールを収納した防災コンテナの増設・配置、スムーズな避難行動のための避難所への誘導看板の設置推進など、発災時の避難所利用に際してのサポートを推進します。 	<p>◆都市基盤の防災対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン*について、災害時における被害の軽減を図るため、耐震化を推進します。 ・ため池崩壊を未然に防ぐため、マニュアルシートの作成を指導し、適切な維持管理を支援していきます。 ・危険物施設の保安の強化、施設の保全、耐震化、保安指導の強化を図ります。 <p>◆市街地の耐震化・不燃化の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造老朽建築物の耐震化の促進、建物の更新と併せた公園やオープンスペースの確保、セットバック等による生活道路の拡幅など、市街地の防災性の向上を図っていきます。 <p>◆都市の防災構造の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の防火、防災対策の推進、防災空間、防災拠点の体系的整備を進めます。 <p>◆避難路沿道の建物の耐震化・不燃化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難地や一時避難地への避難が安全に行われるよう、避難路沿道建物の耐震化や不燃化を促進していくための制度について検討します。 <p>◆開発基準による安全な住宅地の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。 <p>◆貯留・浸透施設の設定</p> <p>地域全体で雨水利用について調査・検証し、雨水流出と抑制の方策を検討し、下流の浸水被害軽減に努めます。</p>	<p>◆市街地の耐震化の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物の耐震診断・改修の支援を継続し、耐震化を推進していきます。 <p>◆地域の安全・安心を知る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが住んでいる地域について、地域住民が、防災の面で危険な場所がないか、災害時の避難活動等の問題はないか等、安全・安心に係る問題・課題を調べたり知るといった取組みの支援を図ります。 <div data-bbox="1077 1456 1460 1747" data-label="Image"> </div> <p>公共施設の耐震改修</p>

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆治水・水防対策

- ・小規模な河川・水路の改修・整備を計画的・効率的に行い、通水機能を確保し、治水・水防対策に努めます。

◆保水能力の向上

- ・道路等の透水性舗装等により、雨水の保水能力を高めます。

◆橋梁の長寿命化対策の推進

- ・橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。

◆防災に資する自然的環境の保全

- ・災害の抑制を図るため、災害の危険性のある自然地等の保全を図ります。

◆既存公園の適正な管理

- ・既存の公園については、だれもが安心して利用できるよう、園内のバリアフリー化や設備の更新を行うなど、適正な管理に努めます。
- ・まとまった規模の既存の公園の災害時や復旧時の利用のあり方について、個々の公園の特性を考慮しながら検討し、緊急避難や物資収容等に資する空間の確保に努めます。

◆防災ボランティア団体、量販店等との連携促進

- ・災害時における人材・物資等の確保や、災害復旧活動を進めるため、防災ボランティア団体や量販店等との協定を行い、連携した防災対策を進めていきます。

◆情報提供や伝達体制の整備

- ・様々な危機事象に対応する計画マニュアルを作成するとともに、関係者が想定被害と対策をシミュレーションし、理解の深度化と周知徹底を図ります。
- ・要援護者安否確認支援体制を確立します。
- ・行政と地域の諸団体、医療などの機関と連携した健康ネットワークづくりを推進します。

市民・行政が共に取組む協働

◆被害の実態調査

- ・降雨時における溢水・浸水被害の実態調査を行い、河川・水路の改修整備計画の基礎資料とします。

◆災害時応急体制の強化

- ・地震等災害発生時に、的確な判断に基づき行動ができるよう、災害時の情報処理方法や対応をマニュアル化し、情報システムとして整備します。
- ・災害時要援護者や観光客も含め、的確な避難が図れるよう、要援護者情報の把握に努めるとともに、関係機関等との連携のもと、避難・誘導体制の強化を図ります。
- ・発災時の活動に必要な様々な技術、スキルの習得、向上のため、市民と協働で市民参加型の防災訓練を実施します。

市民の取組みへの支援

◆自主防災組織の結成支援

- ・自主防災組織*の結成の推進を図るとともに、組織化が遅れている地区への情報発信や組織化の支援を図ります。また、結成された組織に対して資機材整備の支援を行います。

◆防災意識の啓発、向上と自主防災体制の整備強化

- ・市民・企業の防災意識の向上を図るため、様々な方法、機会を通じて、ハザードマップ、災害危険個所、避難場所、地域防災計画、防災対策マニュアルなど、防災に関する情報提供を行います。
- ・自主防災組織や市民等の防災訓練への参加促進を図ります。
- ・安全・安心を守る地域活動のためには、必要な情報の提供と収集が不可欠であり、個人情報保護との関係に十分留意しつつ、情報の提供促進につながる意識啓発等の情報発信や学習機会づくりを支援していきます。

◆あいさつ、見守り活動の啓発

- ・安全・安心なまちづくりと、市民の自主的な防災・防犯活動につながるあいさつ運動や見守り活動が進められるよう、啓発と支援に努めます。



防災訓練（土砂災害）



防災訓練（避難所施設設置）



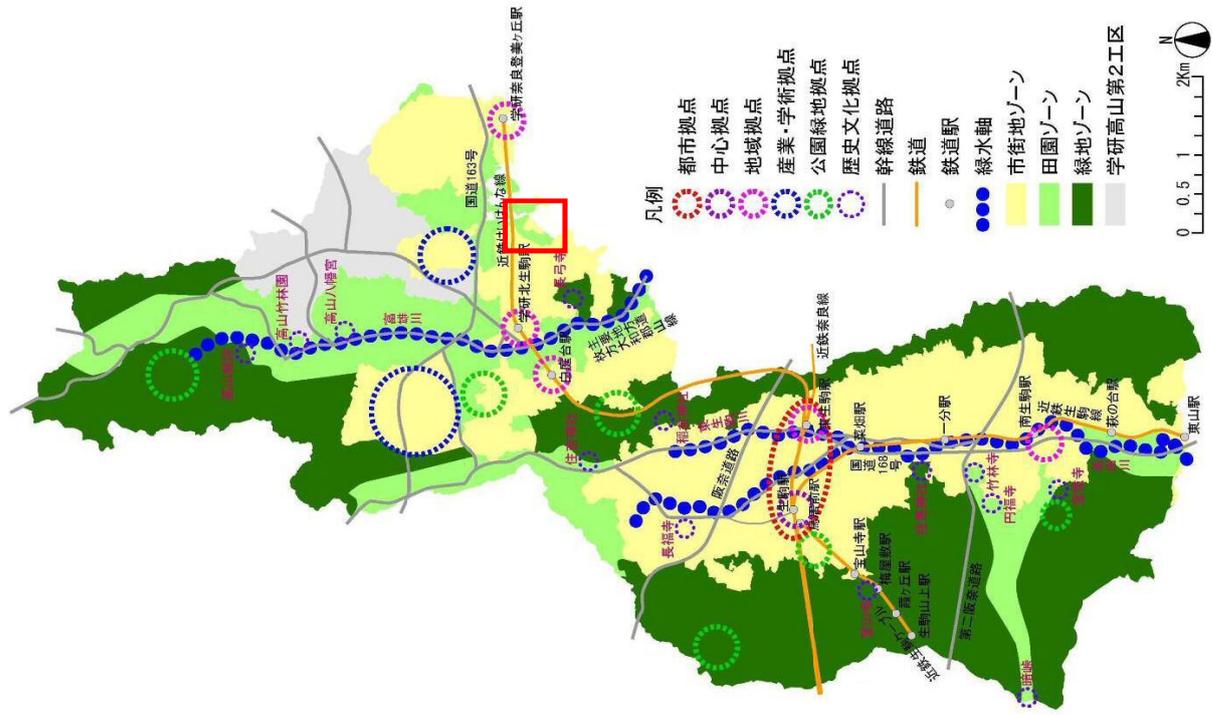
自主防災会による訓練



市民との協働により作成した
防災・安全・生活マップ

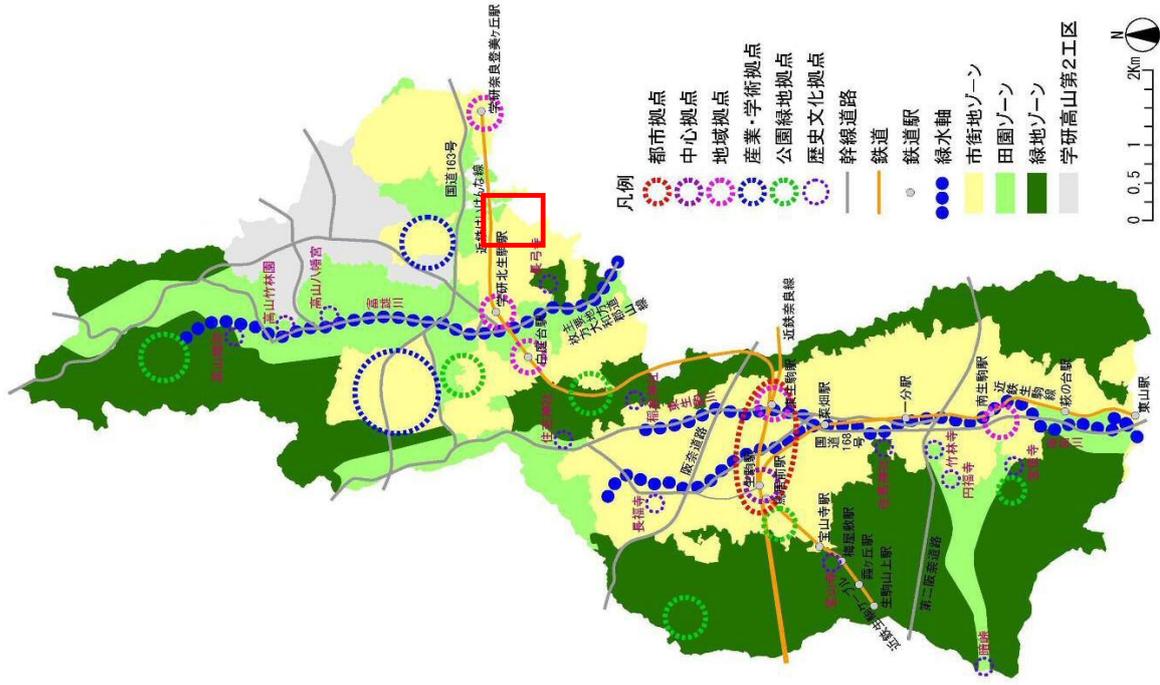
将来の都市構造図

(変更前)



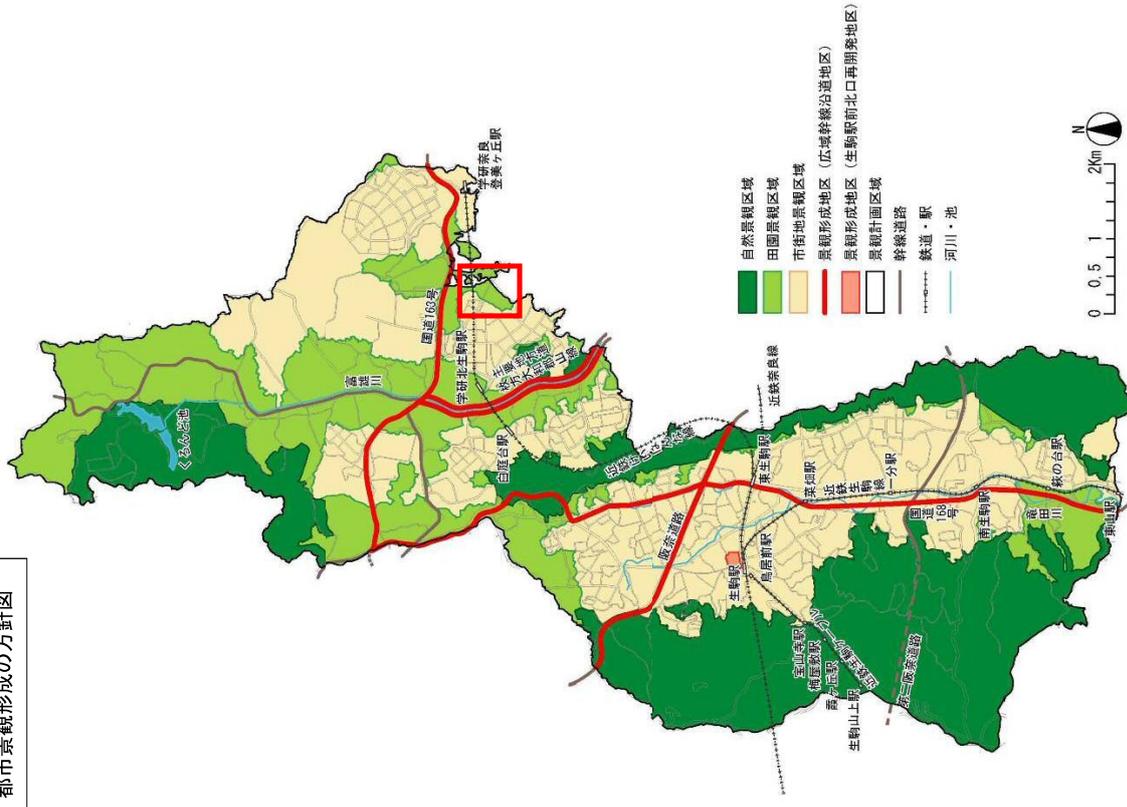
将来の都市構造図

(変更後)



(変更前)

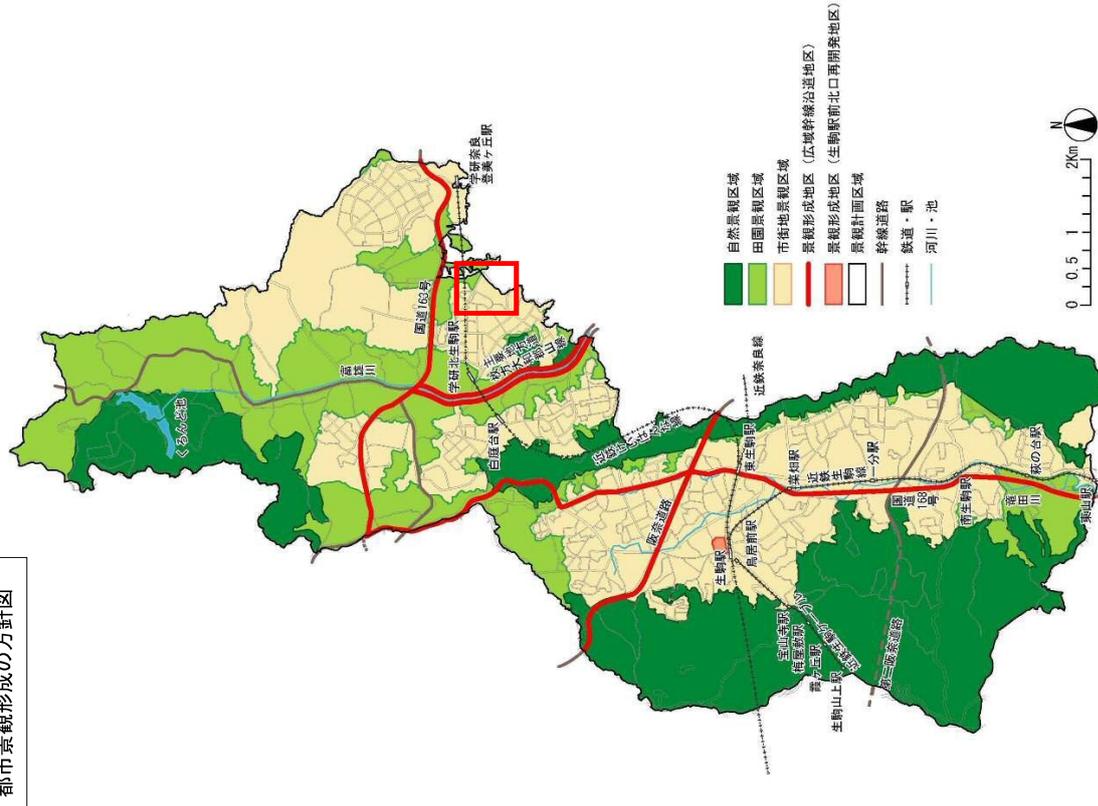
都市景観形成の方針図



(注)
 ・景観計画区域は、良好な景観形成を誘導する区域のことです。本市では、市域全体を対象としており、3つの区域(自然景観区域、田園景観区域、市街地景観区域)を設定し、区域毎に良好な景観形成の方針及び制限を受ける行為と景観形成基準を定めています。
 ・景観形成地区は、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある地区のことです。関係住民等との合意形成が図られた地区で指定します。地区の範囲を決定し、それぞれの地区に応じた届出対象行為、景観形成基準を設けます。

(変更後)

都市景観形成の方針図



(注)
 ・景観計画区域は、良好な景観形成を誘導する区域のことです。本市では、市域全体を対象としており、3つの区域(自然景観区域、田園景観区域、市街地景観区域)を設定し、区域毎に良好な景観形成の方針及び制限を受ける行為と景観形成基準を定めています。
 ・景観形成地区は、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある地区のことです。関係住民等との合意形成が図られた地区で指定します。地区の範囲を決定し、それぞれの地区に応じた届出対象行為、景観形成基準を設けます。

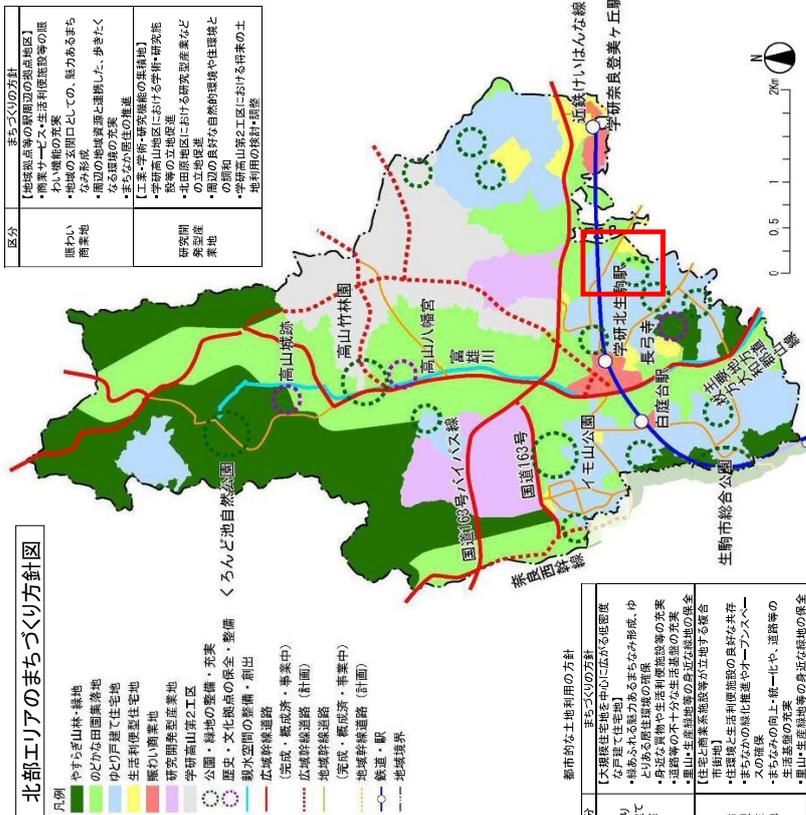
2) 北部エリアの将来のまちづくり方向

北部エリアの将来のまちづくり方向

1 北部地域拠点や学術・研究・産業拠点機能の強化
近鉄けいはんな線3駅の拠点開発とともに、高山の学術・研究拠点、産業拠点など、北部地域拠点の生活支援・交流機能等の強化とともに、本市の産業を支える機能強化を図り、活力あふれる地域づくりをめざします。

2 里山・田園・水辺等を活かした、やすらぎある環境保全とネットワーク化
高山や富雄川等の豊かな里山・田園・水辺資源や歴史文化資源等の特色ある地域資源の保全・活用とネットワーク化により、身近な空間にやすらぎある環境が広がる地域づくりをめざします。

3 大規模住宅地等の良好な居住環境の維持・向上
少子高齢化の進行など、活力の停滞がみられる高度成長期に開発された大規模住宅地では、地区計画等を活かした良好なまちづくりの維持・保全、そして拠点駅周辺では良好な都市型住宅の立地推進など、本市の良好な住宅地のブランドイメージを牽引する地域づくりをめざします。



2) 北部エリアの将来のまちづくり方向

北部エリアの将来のまちづくり方向

1 北部地域拠点や学術・研究・産業拠点機能の強化
近鉄けいはんな線3駅の拠点開発とともに、高山の学術・研究拠点、産業拠点など、北部地域拠点の生活支援・交流機能等の強化とともに、本市の産業を支える機能強化を図り、活力あふれる地域づくりをめざします。

2 里山・田園・水辺等を活かした、やすらぎある環境保全とネットワーク化
高山や富雄川等の豊かな里山・田園・水辺資源や歴史文化資源等の特色ある地域資源の保全・活用とネットワーク化により、身近な空間にやすらぎある環境が広がる地域づくりをめざします。

3 大規模住宅地等の良好な居住環境の維持・向上
少子高齢化の進行など、活力の停滞がみられる高度成長期に開発された大規模住宅地では、地区計画等を活かした良好なまちづくりの維持・保全、そして拠点駅周辺では良好な都市型住宅の立地推進など、本市の良好な住宅地のブランドイメージを牽引する地域づくりをめざします。

